

やわらぎデイサービスセンター重要事項説明書

令和4年 4月 23日現在

1. 当センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	やわらぎデイサービスセンター
所 在 地	富山県黒部市牧野 693 番地
開設者（代表者） 職名及び氏名	黒部市長 武隈 義一
管理者職名及び氏名	所 長 長田 等
介護保険事業所番号	通所介護 1 6 7 0 7 0 0 0 7 7 (富 山 県 指 令 高 第 3 6 0 号)
サービスを提供する地域	黒部市内（主に三日市・田家・東布施・石田・ 大布施・荻生・生地にお住まいの方） 上記以外の地区の方に関しても、状況に応じて 受け入れることが可能です。
提供するサービスの第三者評価の実施状況	（実施 無）

(2) 当センターの職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者		1名		1名
課 長		1名		1名
生 活 相 談 員	介護福祉士	1名以上		1名
機能訓練指導員	准看護師	1名		1名
看 護 職 員	看 護 師	1名		2名
	准看護師	1名		
介 護 職 員	介護福祉士	6名		8名
	その他	2名		

(3) 当センターの設備等の概要

(定 員) 介護給付サービス 総合事業サービス	35名	静養スペース	60.03㎡
食堂兼機能訓練室 スペース	249.21㎡	相 談 室	1室 7.24㎡
浴 室	一般浴槽、特殊浴槽 (担架型、車椅子型)	送迎車両	4 台 (車椅子対応車3台)

(4) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び市長が特に必要と認める日を除く）
営業時間	8時30分～17時00分まで
サービス提供時間	8時45分～16時30分（送迎時間は含まれません）

※ご利用日は、事前にお知らせいたします。

※緊急連絡電話（0765）57-2250

2. サービス内容

通所介護計画・（総合事業サービス計画）に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。

- ①送迎…車両4台（リフト付き3台）に運転手と必要に応じた介助員を配置し安全な送迎に努めています。なお、ご自宅へはお迎えに行くおおよその時間帯もお知らせしています。
- ②食事…併設の市民病院から食事を提供いたしますので、安心して召し上がっていただけます。なお、献立は、病院管理栄養士がご利用者に必要なカロリー等を考慮の上作成しております。また、季節にあった行事食やおやつ等の提供も行っています。
- ③入浴…一般浴槽のほか、特殊浴槽には担架型浴槽及び車椅子型浴槽があり、ご利用者の身体状況にあった入浴が可能です。
- ④機能訓練…ご利用者の心身状態にあった日常生活動作の維持向上を図りながら、機能訓練やリハビリを兼ねたレクリエーションを行います。必要な場合には、併設の市民病院リハビリテーションセンター理学療法士、作業療法士等の指導も受けます。また、屋外活動も積極的に取り入れ、ご利用者の社会的孤独感の解消にも努めます。
- ⑤生活相談…センター職員が受け賜ります。また、センター内にある市民病院在宅介護支援センターもご利用いただけます。病気のこと、保険のこと、福祉のこと、生活のことなど、どんなことでも遠慮なくご相談ください。

3. 料金

(1) 利用料金

利用料、食費（食材料費、おやつ費及び調理費用含む）及び加算に伴う料金については「別紙1」（通所介護利用料）、「別紙2」（総合事業利用料）にて記載いたします。

- (2) 給付の支給限度基準額を超えて利用された場合の超過分は全額自己負担となります。
- (3) 都合により、お休みされた場合のキャンセル料は徴収いたしません。但し、食事等の準備がございますので早めにご連絡下さい。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込みください。

通所介護計画・総合事業サービス計画の交付と同時に契約を結び、サービスの提

供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを中止する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを中止する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護・要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（総合事業対象者）
- 総合事業対象者が要介護認定区分を受けた場合（介護給付）
※この場合、条件を変更して再度契約できる場合もあります。
- ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ご利用者が、サービス利用料金の支払を遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合。ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合。またはご利用者や家族などがセンターやセンターの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡…送迎時間は事前にお知らせいたします。

②体調確認…血圧、体温などにより、体調確認いたします。

③体調不良等によるサービスの中止・変更

- ご利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、職員にお申し出ください。
- 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。
- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

④食事のキャンセル…職員にお申し出ください。

⑤利用時間等の変更…職員にお申し出ください。必要により介護支援専門員に連絡いたします。

⑥設備、器具の利用…職員にお申し出ください。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

6. 非常災害対策

①防災時の対応…職員の誘導に従ってください。

②防災設備…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災報知器設備等

③防災訓練…年2回実施

④防災責任者…村 椿 哲 雄

7. サービス内容に関する相談、苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

担当者氏名

村椿 哲雄、村上 元秀

電話 (0765) 57-2250

②当センター以外の相談・苦情窓口

黒部市役所

(0765) 54-2111

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

(0765) 57-3303

富山県国民健康保険団体連合会

(076) 431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会

(076) 432-3280

8. 連携機関及び居宅介護支援事業所は「別紙3」にて記載いたします。

9. センターの運営方針及び特徴

①センターは、ご利用者が可能な限りご自宅において自己の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なお世話や機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、改善並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることにより、ご利用者及びご家族の福祉向上を基本に運営いたします。

②センターは、黒部市民病院及び黒部市介護老人保健施設『カリエール』に併設しており、医療に基づいたご利用者のための介護に努めています。

また、サービス面においても、医療から福祉へと継続的な看護介護が可能となっており、どんな場合でも安心してご利用になれます。